

高等学校等就学支援金制度

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額

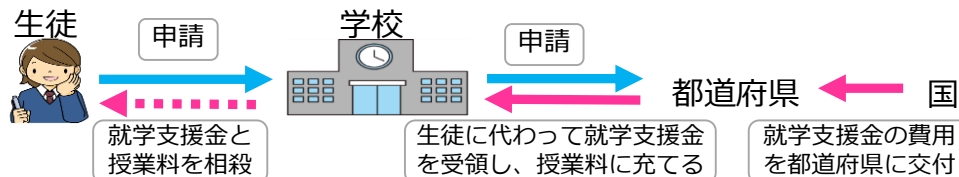
※政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えた方

3. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※国公立高校は授業料負担が実質0円になります。



2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時に必ず手続きを行ってください。

申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。

- 道教委による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、**7月以降分が支給されません**のでご注意ください。

※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は別途学校からの案内に従ってください。

- 道教委による審査終了後、結果が通知されます。

4. 申請方法

別紙1「申請書類区分判定フローチャート」、別紙2「申請書類一覧」により、申請を行ってください。

申請は、基本的にはオンラインで行い、保護者等の収入状況を登録します。

パソコンやスマートフォンから、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、3月25日以降に申請してください。

※ 学校から配付されるログインID通知書に記載のID・パスワードを入力し、ログインしてください。

e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp>



5. 申請に関する留意事項

○オンライン申請にあたっては、e-Shien申請者向け利用マニュアルを見て操作を行ってください。

○e-Shienでの申請の際は、令和6年1月1日現在の課税地（住民票の届出住所）を入力してください。

○税の申告を行っていない場合、所得確認ができず支給決定が遅れる場合がありますので、事前に申告手続きをお願いします。（ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税申告は原則不要です。）

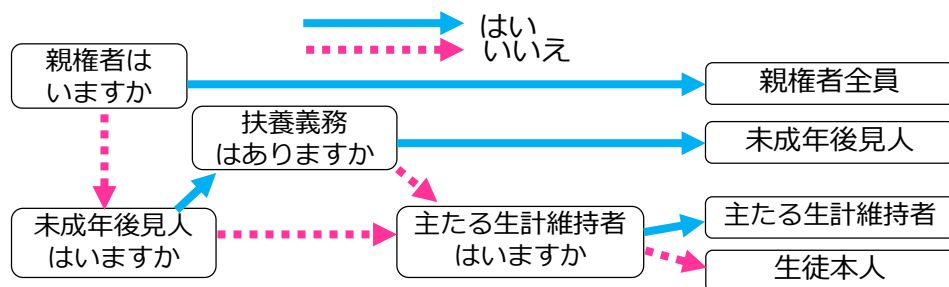
なお、個人番号により所得が確認できない場合は、生活保護受給証明書等の提出を求めることがあります。

○在学中に保護者等（親権者）に変更があったときは、申請が必要な場合がありますので、学校へ確認してください。

○税の更正があった場合、申請が必要となる場合がありますので、学校へ確認してください。

○生徒本人の収入状況を登録（提出）する場合は、別紙「申請書類一覧」と提出書類が異なる場合があるため、学校へ確認してください。

誰の収入状況の登録（提出）が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられております。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。まずは、学校等にご相談ください。

例）・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

課税所得証明書について

○添付書類として「令和6年度 課税所得証明書」を提出される場合、「課税標準額」及び「市町村民税の調整控除額」の記載されたものが必要です。また、在学中は毎年7月にその年度の課税所得証明書を提出する必要があります。

【札幌市にお住まいの方】

…区役所では、就学支援金手続用の「課税所得証明書」を発行することが**できません**。以下の市税事務所にて手続きしてください。窓口にて、必ず就学支援金に使用する旨伝えてください。

事務所名	担当地区	所在地
中央市税事務所	中央区	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階
北部市税事務所	北区・東区	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階
東部市税事務所	白石区・厚別区	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎1階・2階
南部市税事務所	南区・豊平区・清田区	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸2階・3階・4階
西部市税事務所	西区・手稲区	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル2階

【札幌市以外の市町村にお住まいの方】

…お近くの役所にて、発行することができます。窓口にて、必ず就学支援金に使用する旨伝えてください。

【注意事項】

○虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。

○収入状況の登録（提出）は、原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは左図のとおり）。